

第二十六回  
国会

参議院大蔵委員会會議録第十九号

昭和三十三年三月二十八日(木曜日)午  
前十一時五分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君  
理事 木内 四郎君  
西川 甚五郎君  
平林 剛君  
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君  
稻浦 鹿藏君  
岡崎 眞一君  
木暮武太夫君  
塩見 俊二君  
高橋進太郎君  
土田国太郎君  
苦米地英俊君  
下條 康磨君  
大矢 正君  
小笠原三男君  
栗山 良夫君  
椿 繁夫君  
杉山 昌作君  
前田 久吉君

國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君  
日本専売公 白石 正雄君  
社監理官 中尾 博之君  
大蔵省主計 原 純夫君  
局法規課長  
大蔵省主税局長

事務局側

大蔵省主税局長 原 純夫君

説明員

常任委員 木村常次郎君  
会専門員 入間野武雄君  
日本専売 公社總裁  
日本専売公 社員部長 三枝 正勝君

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○租税及び金融等に関する調査の件  
(日本専売公社職員の給与に関する件)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會を開きます。

まず所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法案の三案を一括議題として質疑を行います。

○大矢正君 三日ぐらい前から連日引き續き、法人税法の中の人格のない社団に対する課税について質問をいたしておるのではありませんが、今まで私も議論をいたして参りました過程では、さほどの変化もなかったものであります。ところが、ごく最近に至りまして、漸次私どもに対して、この人格のない社団に対する課税は苛酷に過ぎるし、それから一歩譲ると非常におそろしい結果になるというところから、陳情が非

常に多いのであります。きのうも、そしてまた本日もというように、連日入ればかり立ちかわり新しい人々が来て、この面に対する要請をして行っているわけでありまして、こういう面から見まして、私たちとしては、相当の時間を費やして、この問題については質問を申し上げてはおるのであります。また明確にならぬ点が五、六点ありますので、その点に対してお答えをいただきたいと思う次第であります。

一番最初の問題は、昨日も、申し上げたのでありますが、出版業という項目の中に適合される部分についての点でございますが、その団体が機関紙もしくは出版物を発行し、特定の会員には配付をしておるのであるけれども、第三種郵便物の関係上これを不特定と銘打ち、そして販売をしているというように名前をつけて、第三種郵便物をとつておる。この場合には当然課税をされるという結果になるのであります。ところが、はなはだ都合がわるいというふうに思ふわけであります。この点は昨日も指摘を申し上げた通りであります。そこで非常にこまかい問題であります。ところが、こういうように第三種郵便物をとるために表面上は収益事業とみなされるような行為をしているものについては、当然これは課税の対象にすべきではないのではないかと、政令やあるいはその他具体的な税の実施の面については、こういうものは対象から除くというふうなことをうたつていただ

けないものかどうか、この点について質問をいたしたいと思うのであります。が、今全国にある非常に多くの団体が一番懸念しているのは、印刷物等に機関紙等に対する課税が第三種をとっているためにとられるのではないかと、いう危惧をもっておりましてこの点、局長の御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 昨日差し上げました資料の一枚目の業種をずっと並べました中に、出版業として「特定の資格要件を有する者を会員とする法人が会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配付するためになすものを除く」というふうに書いてございまして、ただいまお尋ねの点につきまして、このカテゴリーで手当てを参りましたというふうに考えます。昨日来お尋ねのあります第三種郵便物になつてはどうかというものは、一応の参考にはいたすことになると思ひますが、そのゆえにそれを形式的に不特定多数の者に配るのだという判定をするのはいかかと思ひます。実質をよく見て判定したい。大体、会報、それに類するもので、そういうものは大体かけないで、大体といひますか、類するものは大体かけないでいくべきだというふうな考えをしております。

○大矢正君 ただいまの点は、今局長が言いましたように、具体的には第三種郵便物をとるために行われているというふうなものである、実施の面について課税の対象にならぬように一つ努力していただきたいと思ふわけであります。

次に第五条の第二項であります。ここで、「収益事業から生ずる所得に関する経理」と、「収益事業以外の事業から生ずる所得の経理」というものを区分する、こういうふうになつておるわけでありまして、これはどういふふうになるのか。税務署の職員が検査権をもつて調べる場合には、当然収益事業から生ずる所得に対しても、もしくはその経理に対しても調査をするし、それからそれ以外の事業から生ずる所得に対しても調査をするという結果に私はなるのではないかと思ふのであります。その点の見解を一つお聞かせいただきたい。

○政府委員(原純夫君) 収益事業につきましては、所得の調査をもちろんいたします。その際、それに関連ある限りにおいて、収益事業以外の面についても調べるというか、何うということはあるかと思ひますが、収益事業の調査に関連して何うということであつて、それを直接の調査の対象として独立に取り上げてやるということはいたすべきでないというふうに考えます。

○大矢正君 具体的には、収益事業から生じた所得に対する経理の部分は、調査に来た場合には見せるけれども、そうでなくて、収益事業以外から生ずる所得の経理と申しますか、こういう名前が適合するかどうかかわりませんけれども、収益事業では全然ない場合のものを見せないと、こういう態度

をとった場合には、どういふふうになるのでしょうか。

○政府委員（原純夫君） 四十五条の質問検査権の規定を読みますと、「法人税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し又はその帳簿書類その他の物件を検査することができ」といふことになっておりますので、先ほど申し上げました通り、法人税に関する調査に必要がある限りにおいては、見せていただく、全然関係のないといふものまで拝見するということはできないと考えます。要するに、法人税に關係するかどうかということ、縁が引かれておるといふふうに考えます。

○大矢正君 いろいろ、この人格のない社団ないしは財団に対しての税法の適用という点では問題点がありますけれども、おそれているのは何をおそれているかという点、収益事業を全然自分ではやらないと考へておるにもかかわらず、調査権によって内容をあからさまにされるという、そういう点が非常に多くの団体の危惧の的だと私は思ふのです。きのうもその点では指摘をいたしましたのでありますけれども、やはりあまりにも今後、この法律

ができた以降において、調査権が細に入り過ぎた場合には、その団体の行なっている行動、それから一切の行為がすべてもう明るみに出るというやうなこと、団体を作っている人々が非常に萎縮をし、団体を作らないというやうな傾向になり、そのことは、ひいては将来に対して、何と申しますか、文化的な活動を行わないというやうな結果にもなってくると思ひますので、そういう意味では、この法律は非常に

おそろしい法律である、私は國民にこ

ういふやうな危惧を持たせることは非常に忍びないのであります。この際、税務署の調査権の行使といふものは、やはりこゝういふ場合に限るのだといふやうなことで、明らかにする必要があるので、それから調査をされる団体といふものはかようなものであるといふことも明らかにしてやる必要があるので、この点について、どう考へるわけでありませう。不当に、そうしてまた不法に調査権が乱用されるということ、過去にも往々にしてあつたことでありまして、しかもこのたびの場合は、あらゆる団体がその対象になる危険性も生ずる問題でありますので、私はぜひ、この人格のない社団、財団の調査をする場合には、ある一定のきまつた一つの形を整えて、その形に従つてやるというやうな方法が好ましいのではないかと、いふやうにも考へるわけでありませう。何とかこゝういふ調査権の乱用に対する國民の危惧の念をこの際払拭するやうな方法がないものかどうか、あるいはまた局長、何かお考へがないのかどうか、その点をお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員（原純夫君） その点は大丈夫だと思ひます。まあ法人の場合ですと、公益法人で同様な問題があるほか、通常の営利法人は、大体活動全部が収益事業をやっているという場合であります。所得税の場合にも同様に質問検査権を規定いたしております。「所得税に関する調査について必要があるときは」といふことになつてお

ります。個人も所得を得るという活動だけではなくて、あらゆるいろいろな活動をしているわけでありませう。その

ういふ際に、この規定があるから、何

でもその個人の税に關しない事柄まで調べられるか、これはもう調べられない、はつきりと法律に書いてある。そして私もこゝういふ件につきましても、問題になり、疑問が起るというやうな具体ケースがあります場合は、これをいろいろな形で統一的に指導して参るといふやうなことをするため、通達といふものをかなり詳しく書いておきますが、現在の通達の中にこれに關する別段の定めをしないでも、それについて、個人の所得の調査においてあまりに行き過ぎたやうなことを、そう聞いておらないといふやうな実情もございませう。はつきりと法律で「法人税に關する調査について必要があるとき」というてゐるのですから、それに關係のないといふことはお断わりいただいてよろしい、またこつちも調べる筋合いがないものでございませう。別段それを何かルールを設けてというまでの必要といひませうか、具体ケースがいろいろ起りますれば、その中から、こゝういふのはこの線と定めようといふことになりませうけれども、今までのところさういふやうなケースがあまりないといふやうなこともございませう。公益法人でも同様な問題があるわけございませう。御心配にならないうでいいのじやなからうかと思ひますが、本則の気持は、今申し上げた「法人税に關する調査について必要がある」といふ線ではつきり守つて参りますから、それで御了承いただきたいと思ひます。

○大矢正君 私はよくは存じませんけれども、いろいろな本を讀むと、銀行なんかに対する調査をする場合に、こ

ういふ場合には、何と申しますか、税務署なんかはもちろ

ういふ場合には、何と申しますか、税

務署なんかはもちろ

ういふ場合には、何と申しますか、税

務署なんかはもちろ

でありませう。芸術者の踊りや、うたが、

無形文化財として保護されるならば、保護されてしまふ税金が安くなるならば、私は一切課税する必要はないとは申しませんけれども、人格のない社団または財団で行つてゐる文化活動なんかといふものは、やはり芸術者のうたや踊りと比べれば、どれだけ公共のためにも、それから文化にも非常に有益な面がたゞさんあるかといふことは思ふのです。さういふ面から考へてみて、これは単に一例を申し上げて非常に恐縮でございませうが、やはりもつと人格のない社団または財団に対する課税の仕方については考慮する必要があるのではないか、言うならば、控除の仕方その他の面において、あるいはまた課税の率の面において、なるほど公益法人と均衡を失するといふ危惧は出て参りますけれども、私は、公益法人といふのは、本来営利を目的として収益事業を行うこと自身がおかしいのであつて、さういふものと同一視することとは困難ではなからうか、明らかに調査をし、調査権を行使して調べる場合には、収益事業の所得の経理も調べ、それからそれ以外の経理も調べるということもやはりありますからして、当然その団体が行う一切の経理と申しませうが、一切の所得と申しますか、さういふものを含めて課税の対象にする方がいゝと思ひます。ところが、事実においてさういふやうな、収益事業の部分にのみ課税をするといふやうな非常に跛行な行為が行われるといふのは、何かしら人格のない社団もしくは財団に対して、法律上その性格が明らかでないために苛酷な取扱ひをしいているやうなふうにも感じられるので

でありませう。芸術者の踊りや、うたが、無形文化財として保護されるならば、保護されてしまふ税金が安くなるならば、私は一切課税する必要はないとは申しませんけれども、人格のない社団または財団で行つてゐる文化活動なんかといふものは、やはり芸術者のうたや踊りと比べれば、どれだけ公共のためにも、それから文化にも非常に有益な面がたゞさんあるかといふことは思ふのです。さういふ面から考へてみて、これは単に一例を申し上げて非常に恐縮でございませうが、やはりもつと人格のない社団または財団に対する課税の仕方については考慮する必要があるのではないか、言うならば、控除の仕方その他の面において、あるいはまた課税の率の面において、なるほど公益法人と均衡を失するといふ危惧は出て参りますけれども、私は、公益法人といふのは、本来営利を目的として収益事業を行うこと自身がおかしいのであつて、さういふものと同一視することとは困難ではなからうか、明らかに調査をし、調査権を行使して調べる場合には、収益事業の所得の経理も調べ、それからそれ以外の経理も調べるということもやはりありますからして、当然その団体が行う一切の経理と申しませうが、一切の所得と申しますか、さういふものを含めて課税の対象にする方がいゝと思ひます。ところが、事実においてさういふやうな、収益事業の部分にのみ課税をするといふやうな非常に跛行な行為が行われるといふのは、何かしら人格のない社団もしくは財団に対して、法律上その性格が明らかでないために苛酷な取扱ひをしいているやうなふうにも感じられるので

ありますが、この点に対して、課税の対象、それから内容等について、いまいし考慮をしてお考えがありやいなや、お尋ねをいたします。

○政府委員(原純夫君) 先ほど御要望の、調査について慎重にやるようにという点については、これは税一般に常に心がけておらなければならぬ問題で、その一つのケースでありますから、執行に当たります国税庁の方に十分御要望をお伝えするようにいたします。

それから後段のお話でございますが、人格のない社団、財団、まあいろいろ事業をやっておられるわけで、中に公益的な部分もございますが、そうでない部分もある、で、公益法人においても収益事業をやるといふようなことになってきております。この辺は公益法人は収益事業をやるべきものでないというお話もございました。一応そういう考え方もございましょうが、同時にこの寄付を受けた資産の運用の方法として有価証券を持つというかわりに事業を持って、そこで収益をあげて、それを公益事業につぎ込むというようなことも、これは十分考えられることで、それが公益法人の本質に反するということも、ちよいと言えないのではないかと、いづれにいたしまして、そういうことから出て来るものにつきましては、はっきりと課税をいたすという考え方であります。人格のない社団、財団の場合は、公益性がゼロのものから非常に高いものまで、ニュアンスがあるわけでありますが、昨日も申し上げましたように、私どもは建前としては普通法人と同様に扱うというふうにいたしません、思わしくないケースが出て参るといふふうに思

まして、大体そういう考え方で今回の案をお願いしておるということでございます。

○小笠原二三男君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をとめて下さい。

午前十一時二十八分速記中止

午前十一時四十二分速記開始

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をつけ

それではこれにて休憩をいたし、午後一時再開ということにします。

午前十一時四十三分休憩

午後二時八分開会

○委員長(廣瀬久忠君) 休憩前に引き続き、三案に対する質疑を行います。

○平林剛君 大蔵大臣に最初お答えをお願いいたします。所得税法第六十一条のいわゆる名義貸しの支払調書の提出限度額についてであります。これは再三催促申し上げておったのであります。大体私の意見では、限度額をきめることも適當ではない、しかし先般大臣の御見解があつたように、諸般の事情を考へて、限度額を定めるにしても、それは国民一般が納得できる限度でなければならぬ、しこうして、これをいつまでも延ばしておるということはいくつか、すみやかに委員会にもその考え方を明らかにしてほしいというのを要望しておいたわけであります。三月も末になりました、大体証券金融業界に与える影響なども相当す

でに権利落したことでありますし、三月の決算も大体済んで、いろいろな手配も終つたのでありますから、今日

の段階ではそれほど影響があるものと思われませんが、最終的な結論をこの機会に大蔵大臣から御発表願いたいと思ふのです。

○国務大臣(池田勇人君) 所得税法第六十一条の規定によりまして、他人の委託を受けまして自分名義にしております株の配当金についての課税の問題で、今まで名義貸しがずっとおられておりましたのを、乱に流れておる傾向もございまして、今回負担の公平の点からいっても、また株主名簿の適正化から申しましても、名義貸しの届出制度を設けたのでございます。従いまして、この委託を受けた人の申告義務につきましては、いろいろ研究をいたしました結果、翌年の一月末に報告

します場合にございましては、五万円を名義せしめて、一人当たり五万円をこえる金額については報告することにしたかと思ひます。ただ御承知の通り、昭和三十一年分につきましては従来から相当行われておつたものを急に改めることでございまして、昭和三十一年度分につきましては、五万円とあるのを十五万円に一年限りいたしました、こゝういふ気持でおります。いろいろ証券界に及ぼす影響等も十分考慮いたしました結果、こゝういふことに今朝

省議できめた次第でございまして。

○平林剛君 一人当たり五万円、三十二年分については十五万円というのは、その銘柄にかかわらず幾銘柄持つておつても一人について五万円、こゝういふふうに理解できたわけでございますが、そう解釈してよろしうござい

すか。

○国務大臣(池田勇人君) その通りでございます。

○平林剛君 この名義貸しの問題につきましては、私はすでに何回も大臣に見解を述べてありますから、本日は繰り返しません。しかしただいま省議でおきめになったことについて、われわれは決してそれでよろしいという考えは持つておらないわけでありまして、かしこの段階においては、これについては深く追及いたしません。大臣も少しばし委員会にお話がありま

したように、やはり全般的な課税の公平という立場から、漸次こゝういふような特別な措置を一部に対して採うということは、いかに名目が、産業界に与える影響とか、あるいは証券金融界に与える影響とかいふ理由がありまして、好ましいことではないと思ふのであります。漸次こゝういふ傾向を改めて全般の国民が納得する課税、あるいはそれが考へてもその通りだといふような状態に近づけるように、政府はなお一段と努力してもらいたい。きょうはそれを要望いたしまして、この問題についてはもう繰り返しません。そこで大臣がおいでになったのでありますから、私は……

○土田国太郎君 ちよつと関連してお伺いしますが、この名義貸しの問題です。省議御決定のような御報告ですが、これは四月一日からですか、五万円とか十五万円とかいふ問題は……きょうの、三月三十一日以前のものは何ら関係ない、従来通りと、こゝう解釈してよろしうござい

すか。

○国務大臣(池田勇人君) 四月一日以後において配当を受ける方の配当金に受け取つた人の分はこの限りではござい

ません。

○土田国太郎君 よろしうござい

○平林剛君 それじや租税特別措置法に対する若干の質疑を行います。これは大臣でなくともけつこうであります。が、今回の法律改正によつて租税特別措置法の減免税額は幾らになるか。それを聞いてから、あとで大臣に質問いたします。

○政府委員(原純夫君) ただいまのお尋ねは、今回の改正によります租税特別措置法に基く減税額の減少が幾らかということに伺ひましたが、それはこゝういふことに相なります。この場合に申し上げる数字は、この特別措置法にあるものと限らず、いわゆる特別措置と呼ばれてゐるもの全体についてでございますが、三十二年度におきまして、改正によつて増収になります額が二百三十五億円でござい

ます。それが減収がふえる分が三十五億円でござい

ます。それを差し引きまして二百億円の増収、それから平年度で計算いたしますと、増収になります額が四百六億、減収になります額が五十一億、差引三百五十五億円の増収がはかれるといふ数字に相なっております。

○平林剛君 私の質問が徹底を欠いておりました、今回の整理によるところの額はわかりましたが、まだ残つておる、租税特別措置を行なつておる減免税額は幾らであるか、そちらの方も一つ参考のためにお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 各種の特別措置による減収額が平年度計算で一千五十五億円といふふうに見積つております。従ひまして、ただいま申し上げました三十二年度分の二百億円というも

のをこれから引いていただきますと八百五十五億円が改正後においても残る。平年度計算においては三百五十五億円を引きますから、ちょうど七億七千万円が残るということになります。

○平林剛君 そうすると、まだ租税特別措置によって税の免除あるいは軽減を行なっているものが七億七千万円残っている、本年度、切年度において二百億円、平年度において三百五十五億円、こういうことがわかりました。が、本年度整理をするところの特別措置の具体的な数字を一つお示しを願いたいと思うのであります。

○政府委員(原純夫君) まず最初に利子所得に対する課税、これは一年以上の長期のものを除きまして、その他について一割の源泉課税を復活いたしました。これによりまして十九億九千万円増収になります。それから配当控除の特例を廃止いたします。これで十七億九千万円増収に相なります。第三に生命保険料控除、これは限度額を引き上げますので、減収が二十億九千万円立ちます。第四に増資配当免税制度の廃止によりまして十億九千万円の増収になります。第五に価格変動準備金制度の改正によりまして三十五億九千万円の増収になります。第六、貸し倒れ準備金制度の改正によって三十億円の増収、第七が特別償却制度の拡充によりまして減収が十五億円、第八が重要物産免税制度の改正によって増収が約十五億円、第九が概算所得控除の廃止によりまして増収が約七十九億円、それから十番目に交際費の損金算入否認の範囲を拡大することによって十億の増収、それから増資の際の登録税の軽減措置を廃止することによって十億の増収、湯水準備金制度の改正その

他こまかいのを合せまして約九億円の端数を省略いたしました関係で、若干端数は差は出るかもしれませんが、そういうことになっております。

なお、配当控除率について申しましたのは、ただいま本法で二割五分の控除、措置法でその上に五分の特別な控除を乗せております。その五分をやめる分で十七億九千万円増収であります。その他本法の方で控除率をさらに五分引き下げることによって増収になる分が、もう二十二億円、これはただいま申し上げました二百億のワクの外にございまして付言いたしました。

○平林剛君 それで各租税特別措置の整理をした額が明瞭になりましたが、ここでわれわれが注目しなければならぬことは、租税特別措置法に対する世間の批判が強かったというの、一部の法人あるいは一部のグループに対してあまりにいろいろな免税措置をはかり過ぎる、国民全般から見れば納税がでない、そこで整理合理化すべきであるという世論が高まってきたのだと思います。ところが今こまかいお話を聞きますと、一番大きく整理をしたというものは概算所得控除の七十九億円である、それから生命保険料控除、これは大衆性がありますけれども、これは二十億円の減になっておる、これは別ですが、一番大きなのは、とにかく概算所得控除である、こうなつて参りますと、政府の今回提出をいたしました租税特別措置法で整理合理化した結果、初年度二百億円になると、こう言われるけれども、そのうちのかなり相当な部分を占めるものが大衆に対して税の恩典を与えていたところの概算所得

得控除が含まれておるといことがわかるわけでありまして、私は従来から租税特別措置法に対して強い批判を持っておつたのでありまして、この整理を特にしなければならぬというの、一般の国民のうちに特に少数の人たちに對してあまりにこれが政策的に過度に過ぎることはよろしくない、こういう意味で強調しておつたわけでありまして、ところが、そういう声が高まつて参つて、政府の方でも何とか世論に従ふべきをしなければならぬ、そこで今回の特別措置法の整理ということをやつたけれども、しかしその中味を見ると、相変わらず、特に批判の強かつた方は少しづつ整理をして、大きなものは大衆的な性格を持つてゐる概算所得控除になつてゐる。こういうことは、まことに一般の世間で伝えられてゐる世論のほんとうの気持ちと反してゐると、私はそういうふう思うのであります。大蔵大臣に一つその点で御見解をお伺いしたいのであります。

○政府委員(原純夫君) 特別措置法につきましてもいろいろ御意見でございしますが、私は概算所得控除の廃止につぎましていろいろ考慮をめぐらしましたが、あの制度自体につきましても、いろいろ議論があるところございまして、従ひまして、成立の当初から私は必ずしも賛成しておりません。しかし、この問題については再検討しなければならぬと思つておつた矢先におきまして、ああいう税制調査会の答申も出ました。また内容におきまして、健康保険料あるいは医療費等を別々引くのを絶えとめて一応やろう、こういう考え方で出されたのでございまして、今後におきまして健康保険に政府は特別措置を講じて加入してもらふ、こういうことから参りまして、減税の機会にこれをやめて合理的な方法に進むのが適當である、しかもまた、所得税のみならず、地方税の方でも事業税を軽減いたしましたため、いろいろな点から考えまして、この制度は今廃止することが一番適當であるといふのでしたのであります。また租税特別措置法につきましては、おのそのの発生理由があるのをごさいます。私は日本の産業経済をもつと高度化するためには、租税上そういう措置は必要である、こういう考え方を持っておるのであります。それから、租税上こういう措置が必要であるからといって、漫然とこれを續けていくことはよくない、やはり個々の措置につきまして再検討を加えるながら、そのときの経済情勢に適應するように改めることが必要である、こういうので、今後常に再検討を加えながら特別措置法を考えていきたい、こう思うのであります。

○平林剛君 租税特別措置法にはそれそれ発生の理由がある、今御説明がありましたけれども、私の聞いたのは、概算所得控除のようなものを廃止してしまふのがけしからぬ。今、大臣の説明がありましたように、今回のように大幅な減税があり、所得税、事業

税の免税をやつたようなときに、税の軽減をやつたときに整理するのが一番やりやすい、こういうお話であります。が、私に言わせると、今日のように経済界も相当活況を呈し、どこまで資本の蓄積をすればいいかということに、それぞれその限度がありますけれども、かなり一般の国民から比べると、資本の蓄積もかなり充実してゐる。こういう際にこそ、租税上の不公平で批判を招いた租税特別措置法はむしろ全廃すべきである、こう答えてもらふと一番いいのであります。が、それらの方はいろいろの発生理由があるからこの程度にしておく、そうして概算所得控除の方は今の理由でやめてしまふのだ、こういう点では、私はまだまだほんとうの意味の公正な立場に立つておられる態度ではないと思つてゐるのであります。大臣にも一つ考えてもらいたい点は、今あなたはこの概算所得控除をやめた理由といふのは、減税やいろいろ税の軽減をはかつたときだからやめるのだ、また健康保険その他に入るといふことの政策をとるのだから、この際はやめることにしたので、こういうお話があつて、理由がほほ明らかになりましたけれども、私は概算所得控除を設けたときには、一体どういう理由で政府の方では設けたのか、これを一つ聞かしてもらいたいと思つてゐる。その設けたときの理由、どういふ理由で政府の方では設けたのか、これを一つ聞かしてもらいたいと思つてゐる。その設けたときの理由と今度やめるときとの理由と比べてみると、まことに概算所得控除を設けたりやめたりするところにその取扱

ので、この問題については再検討しなければならぬと思つておつた矢先におきまして、ああいう税制調査会の答申も出ました。また内容におきまして、健康保険料あるいは医療費等を別々引くのを絶えとめて一応やろう、こういう考え方で出されたのでございまして、今後におきまして健康保険に政府は特別措置を講じて加入してもらふ、こういうことから参りまして、減税の機会にこれをやめて合理的な方法に進むのが適當である、しかもまた、所得税のみならず、地方税の方でも事業税を軽減いたしましたため、いろいろな点から考えまして、この制度は今廃止することが一番適當であるといふのでしたのであります。また租税特別措置法につきましては、おのそのの発生理由があるのをごさいます。私は日本の産業経済をもつと高度化するためには、租税上そういう措置は必要である、こういう考え方を持っておるのであります。それから、租税上こういう措置が必要であるからといって、漫然とこれを續けていくことはよくない、やはり個々の措置につきまして再検討を加えるながら、そのときの経済情勢に適應するように改めることが必要である、こういうので、今後常に再検討を加えながら特別措置法を考えていきたい、こう思うのであります。

○平林剛君 租税特別措置法にはそれそれ発生の理由がある、今御説明がありましたけれども、私の聞いたのは、概算所得控除のようなものを廃止してしまふのがけしからぬ。今、大臣の説明がありましたように、今回のように大幅な減税があり、所得税、事業

いが首尾一貫しない。この租税特別措置法なんか、そのときどきのうまい都合によってやりとりしているというところが明らかに思われる。大蔵大臣は当時はまだ大臣の席においでになりませんでしたけれども、政府与党の方では有力者の方で、特にこれらのことにつきましていろいろお考えがあったことと思います。概算所得控除を昭和三十年の六月に税制改正によって設けたときの理由を、一つ大蔵大臣の責任からお答えを願いたいと思うのであります。

○国務大臣(池田勇人君) その当時の理由については、私は速記その他を讀んでおりませんので、十分知っておりませんから、詳しくは政府委員から答弁さしてもよろしくございします。が、御承知の通り昭和三十年ころまでは所得税は相当高かったのをごさいます。基礎控除が今のようではございしませんし、税率もかなり高かった。そういう場合におきまして、健康保険とあるいは医療費等の控除を個々に認めるとすることは非常に煩にたえないし、概算で、何と申しますか、一応このくらい控除したらいいんじゃないかというので、一万五千円を限度としてやっただけであります。これは、何と申しますか、アメリカにおきましてこういう制度が発達しておるのであります。が、アメリカではいろいろな控除が非常にたくさんございします。従いまして所得からの控除が非常に多いときには、こういうのも便利がいい場合もあります。しかし日本のようにあまり控除のない、まあ最近健康保険の控除と医療控除というものが——医療控除が最近においてはふえてきたのでござ

います。が、アメリカほどない場合において、こういう制度がいいか悪いのか。しかも租税の公平負担とかあるいは適正という点からどうだということとは、私は相当議論があったことと思ひます。先ほど申し上げましたように、いいか悪いかについては私もある程度の疑問を持っておる。こういう関係で、所得税の控除も少し税率も高かったときには、まあ臨時的の措置としてこういうのも呑み込んだのではな

いかと思ひます。日本のような所得税制度におきまして、私は必ずしも賛成し得ない。やはり控除すべきものは法律で定められた医療費あるいは健康保険料をきまつて控除するのが本筋だと思ひます。ことに一万五千円という限度を置きますという、それだけまた負担についてもいろいろな点があるのであります。かてて加えて今回は税金も中央地方を通じて安くなります。そうして控除もふえる。そうしてまた片一方では健康保険に全部入つてもらつて、そうして本来の姿にすることを考へてみますと、こういうときが廃止するのにはいいんだ。まあ税制調査会の答申を私はとつていたのであります。これに似たものが農業所得の臨時措置あるいはお医者さんに対しての臨時措置がございします。これなんかも理論的にいったならば廃止すべきものだ。所得税法の立場からいへば、これは税制調査会も廃止すべしという答申でございします。私はこの農家あるいは医師に対する課税につきましては、片一方は食糧管理制度を置いておりますし、片一方は一点単価の問題がございします。この分につきましては、答申がありましてけれども、私は考慮の

結果存続することにきめた。幸いにこの問題については両院全会一致のような御賛成を得たのでございします。が、そういう点をかれこれ考慮いたしまして、概算所得税の分は今やめた方が国民皆保険という点からいっても、また減税の趣旨からいっても、いいのではないか、こう考えたわけがございします。

○平林剛君 事務当局の答弁がありま

せんから私が申し上げます。この概算所得控除を設けたときの政府提案の理由はいくつあるところであつたわけですよ。一つは事業所得、農業、商工業その他は、医療控除あるいは雑損控除、社会保険料控除があつても、実際問題として帳簿にこれを記載していない。恩典がありながら権利の上で眠つておる。そこで、これを設けて恩典を与えることにしようではないか。これが提案の理由の一つであつた。もう一つは組織的な労働者は、それそれ今申し上げましたような医療費控除、雑損控除、社会保険料控除の恩典も浴しておりましたけれども、未組織の労働者の方ではこれを受けていないところもある。またその数が非常に多い。そこで組織労働者と、そうでない人たちの間の権衡をはかるためには、この概算控除を設けることが必要である。第三の理由としては、低額所得者に対して、この五割の概算所得控除を設けることによつて恩典を与えようではないか。

この三つの理由が、これは与党の間のお話の結果まとまつた理由として提案をされておるわけでありまして、今回大臣の説明がありますように、廃止をするところの理由と、それから概算所

得控除を設けて提案をなさつたときの理由と比べてみますと、明らかにそこ

にそこを取扱い上の矛盾が出てきておる。事務当局の方で、私のあげたこの理由は間違いないとすれば、今あげたような理由は、現在においては、しか

らば解消しておるかどうか、大蔵大臣に一つその点を明らかにしてもらいた

いと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど申し上げましたような理由で今回廃止したのでございします。雑損の問題もあつたやうでございします。主として問題は、健康保険の加入状況も最近

はよくなりましたし、あのときはよほど變つてきたと考へます。ことに今

回やめる理由は、先ほど申し上げまし

たように、中央地方を通じて相当減税をいたしましたので、いい機会だ

と考へたわけがございします。

○平林剛君 ちよつと答弁になつてい

ないのじゃないですか。この概算所得

控除を設けた理由については、私は当

時の事情を明らかにしました。大臣は

速記録をお読みになつておらぬとい

うから、私は親切にそのときの事由に

ついて三つをあげたわけですが、それら

三つの事由は今日の段階において解消

したと思つておられるのか。

○政府委員(原純夫君) お答え申し上げ

ます。ただいまおっしゃつた理由は、

確かに当時の理由でございしましたが、

これは政府が提案いたしました制度で

はございしません。国会修正された制

度で、国会修正の議員提案理由がた

だいまの三点であつたのであります。そ

れにつきましてもいろいろ議論がござ

いました。先ほど来のお話になり

ましたやうないろいろなこの制度のマ

イナス面というものがございした。だ

いぶ議論があつたのでございします。

従ひまして、これらの理由、これは現

在も大部分あると思ひます。同時にマ

イナスの方の理由もある。それらを相

殺勘案して、今回これは整理して、一

般的に基礎控除、扶養控除等の一般

の控除で害いた方がよろしいという

に判断いたしましたわけがございします。

○平林剛君 政府の概算所得控除を設

けた当時の理由としては、これは政府

の意思ではなかつた、国会の意思で

あつた、しかし国会の意思がそこにあ

るとすればそれが、解消しないうちに

その他の理由をつけてきて今度は廃止

をするということも、大へん国会の意

思を無視したことになるはしません

か。しかし幾ら議論しても、臨時税制

調査会であつた御意見があつたのだ

から今回は政府は従つたのだと、こ

う言へば、一応の答は、筋が抜けて

るけれども、国会の意思というものを

と、今度の概算所得控除を廃止する理

由というものが必ずしも筋が通つて

いくものにはならない。私が特にこの

点を強調したいことは、あの三十年六

月の税制改正があつたとき、今申し

ましたやうな理由で概算所得控除の設

置を提案してきつたのは、きつめて政

治的であつたのです。あのときは例

の銀行利子の免税をやつた。それから

株の配当所得の税の軽減をやつた。こ

ういふと、世間の目がうるさい。政

府提案のやつと与党がそれを修正す

る。それだけでは世間の目がうるさ

い。そこで低額所得者に対する恩典

ある、組織されざる労働者で

権利の上に眠つておる人たちに恩典を

与えようではないか、こういうようなことを一つ抱き合せてやるといふ、修正した租税特別措置法への異議というものが、批判というものが幾分でも緩和される、私はそういう考えがあったと批判されても仕方がないのじゃないだろうか。今回はそれとは逆に、租税特別措置法に対する批判が高まってきた。一千億円にも上る当然入る税収をがまんしておる。これに対する国民の批判が高まってくる。幾らか形をつけなきゃならぬ。しかし形をつけるのだけれども、それにはまず一番弱い面の方、こちらの方をたくさん含めて、とにかくこれだけ整理しますという見せかけの額だけをふやして、中身は相変わらず大法人に対してはいろいろな恩典を續けていく。あるときあるとき、そういう政治的な取扱いによってこの概算所得除が行われておる。これは三十年にきめて、また今年はやめる。こういうふうの一つの税制を、あるときはこうだと言って通し、あるときはこうだと言ってやめるということは、非常に税法というものを政策的に使い過ぎる。私はそういうふうな批判を持つのであります。この改正によって影響を受ける国民は幾人あるでしょうか。これは主税局長の方から今までの経過から見て、どのくらいの数の人がこの結果影響を受けることになるかということをも一つ明らかにしてほしいと思うのであります。

○政府委員(原純夫君) 所得税の納税義務者は約千万人でございます。そのうち三十万円の所得までの人が影響を受けるわけでありまして、おそれるその六、七割に上ると思ひます。ちよつとお待ち願ひします。五割二分、五割三十分の人数でございます。

○平林剛君 結局一千万人のうち三十万円以下の人たち、かなり相当の国民層は、この一、二年の間に、あるときは低額所得者に対する措置である、あるいはこれらの階層に恩恵を与えるというふうな名目で概算所得除が設けられ、今度はこれからみんなが健康保険その他に入ってもらふようにそれを促進する、本来の姿に返すのだということではまことに御都合によって取り扱われておる、こういうことになるわけでありまして、政府が概算所得除をはずす理由に、国民がみんな健康保険に入ってもらふというのを予想しておる、そういうことを促進するという意味でこれを廃止したと、このお話があらまじなけれども、それでは大蔵大臣は、社会保険診療が国民に普及したときにむしろこれを廃止をする、そうする方が当然ではないかと私は思うのですが、それができないうちにこれを廃止してしまふ。一年、二年の間にふりふり変えるということでは、あまりにも、これは政府の御意思ではなかったかもしれないけれども、国会としては、これをそのまま通すということになると定見がないということになると思う。こういう批判を免れないと思うのであります。私は社会保険診療が国民に普及したときに、いろいろな批判もあつたことであるから、これを廃止するという態度をとる方が、むしろ自然ではないだろうか、こう思うのであります。いかがでしよう。

○国務大臣(池田勇人君) これは考へ方の問題でございますが、そのこと自体から申しますと、私は概算所得制度はよくない、やはり合理的にやうた方がいい。そこで、それならいつごろやるかということになると、社会保険制度がずつと行きたつたときまで置きますと、必ずしも一万五千円の控除にならぬ人もある。そのときに減税ができればよろしいけれども、では社会保険制度がずつと行きたつたからこれをやめようということになりますと、増税するやうな場合がある。負担が増加になる場合がある。そこで私は、片一方では一昨年、昨年と社会保険がふえて参り、そして本年は相当の減税を中央、地方でするといつたときだから、このときに合理的な方法に返した方がいいと、こう考へております。

○平林剛君 これは税法とは直接関係はないかもしれないけれども、社会保険の国民全般に及ぶと思はれるのは一休みの話ですか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体四、五年でそれを完成したいと思つております。

○平林剛君 概算所得除につきましては、これを廃止する理由について、設置したときからの理由からいつて、大へん矛盾がある。私もは当時、勤労所得者と事業所得者等との比較から、この概算所得除五割を認めたいということになりますと、今まで勤労所得者に対しては、他の法人に対していろいろな税額控除があるのに対して、わずかに勤労者に社会保険料その他の控除があつたのに、今度五割が行われることによってその味の味を消すことが比較の上でどうも困る。勤労者に対する恩恵をなくすから、他の部分で十分な減税が行われるならば、低額所得者に対して概算所得除が恩恵を与えることは認めるのだから、他の部分で十分な減税をすべきだ、こういう意味で批判をしたのであります。今日、この段階はまた四年か五年か先になつて社会保険が国民全般に及ぶ、それまで待たないで、また他の税の特別措置を廃止をしない前に、まずこういうところから片づけるというの、私はやはり大衆をいじめてしまふ結果になつておる。一部の法人に対してはまだ恩恵を残し、そして大衆的なものをまず整理をするといふやうなことはまことに適當でない。こういうことを申し上げて、同僚議員も一つ十分お考えを願ひたいと思つてあります。

○平林剛君 大正二年当時から沿革的な理由があるというお話ですが、今度租税特別措置法の提案をした政府の説明によると、全般的に総合的にこれをまとめ上げておられるわけですね。こういう機会に、本来ならば、租税特別措置法の中に移しかえることができたものがあるものが租税特別措置法の方に入つてゐる、こういうお話ですけれども、今度重要財産についても三年間というところで期間を限定した、そういう

ちに分れてゐる。一緒に固めておくといふと何か御都合が悪いことがあるのではありませんか。

○政府委員(原純夫君) 法律の書き方のことでございまして、私から申し上げます。これは沿革的な意味が多分にあると思ひますが、なぜ本法にあるかというところは、それが政策的に特定の種類の財産について保護奨励を与えるというものが必要であることが、特に当分の間ということをやらないで、必要だといふやうな意味を、本法にあるといふことは持つておると思ひます。措置法においては当分の間ということをやつております。もちろんそれは申しまして、本法にありますが、この期間の長短についていろいろ意見があり得るわけで、今回相当大きな改正を加えたわけでありまして、一応御説明すれば、そういうことになりました。ただそれよりも、何と申しましたも、この制度は大正二年に設けられました制度で、それ以来ずっと本法に入つてきてゐるという沿革的な理由が相当に強いというふうに申し上げた方がより率直な御返事になると思ひます。

○平林剛君 大正二年当時から沿革的な理由があるというお話ですが、今度租税特別措置法の提案をした政府の説明によると、全般的に総合的にこれをまとめ上げておられるわけですね。こういう機会に、本来ならば、租税特別措置法の中に移しかえることができたものがあるものが租税特別措置法の方に入つてゐる、こういうお話ですけれども、今度重要財産についても三年間というところで期間を限定した、そういう

ちに分れてゐる。一緒に固めておくといふと何か御都合が悪いことがあるのではありませんか。

○政府委員(原純夫君) 法律の書き方のことでございまして、私から申し上げます。これは沿革的な意味が多分にあると思ひますが、なぜ本法にあるかというところは、それが政策的に特定の種類の財産について保護奨励を与えるというものが必要であることが、特に当分の間ということをやらないで、必要だといふやうな意味を、本法にあるといふことは持つておると思ひます。措置法においては当分の間ということをやつております。もちろんそれは申しまして、本法にありますが、この期間の長短についていろいろ意見があり得るわけで、今回相当大きな改正を加えたわけでありまして、一応御説明すれば、そういうことになりました。ただそれよりも、何と申しましたも、この制度は大正二年に設けられました制度で、それ以来ずっと本法に入つてきてゐるという沿革的な理由が相当に強いというふうに申し上げた方がより率直な御返事になると思ひます。

○平林剛君 大正二年当時から沿革的な理由があるというお話ですが、今度租税特別措置法の提案をした政府の説明によると、全般的に総合的にこれをまとめ上げておられるわけですね。こういう機会に、本来ならば、租税特別措置法の中に移しかえることができたものがあるものが租税特別措置法の方に入つてゐる、こういうお話ですけれども、今度重要財産についても三年間というところで期間を限定した、そういう

ちに分れてゐる。一緒に固めておくといふと何か御都合が悪いことがあるのではありませんか。

う意味から言えば、当然これは租税特別措置法の中に移しかえた方がよかったのじゃないか。税の法律の統合という意味から言っても当然ではないか。これは私は法制局長官ではないから、専門的なことはわかりませんけれども、いろいろとからみても、そういうふうに感ずるわけですね。そこに何かの理由があるのじゃないだろうか、こういう疑いを持ったわけでありまして、もう一回その点をお答え願いたい。

○国務大臣(池田勇人君) この問題は主税局長が申しましたごとく多分に沿革的にきています。重要物産の免税の、開業の年及びその翌年から三年間ということはずっと前から例がありまして、三年間ということのごさいますか、固定的なものでございまして、臨時のものではないに、開業の年及びその翌年から三年間というものも固定的なものであります。これはもともと臨時租税措置法が設けられましたのは昭和十三、四年ごろだったかと思いますが、生産増強の関係からこういうふうにできたのであります。また統制をいたしました関係上、統制による損失の免除とかいろいろな時代の要請においてやっていったのでございまして、私は両方相まって経済政策を租税上に織り込んでいくという考え方でいっております。そこにとちに入れた方がいいかということにつきましましては、いろいろ議論はありまして、うが、実質的には変りはないと思えます。

○平林剛君 まあ実質的には変りがないことには違ひありません。ただ方々に分けておくと、特別措置法に

対する批判が分散をするし、一般の国民は税法がいくつもあるから全部目を通すわけにいかないし、そういう面でもって批判が軽くなるというふうな印象は私は受けません。適当な機会にやはり租税特別措置法に移しかえるということが法制上からみてもつきりするのじゃないだろうか、こういうことを指摘をいたしておきます。

そこでこのうも実はこの重要物産という名目で化学肥料やあるいは合成繊維、石炭、電力などに対して免税措置をとっておくということは従来から強い批判があった。租税特別措置法の中で特に目立っているというところを他の問題と比較しながら述べましたところが、あとで、きょうは大へんおもしろい話を聞いて大へんおもしろいと言つてはおかしければ、租税特別措置法がずいぶん悪い法律だということがわかりましたと言つてきた人がいるのであります。私はこの機会に大蔵大臣にもこの点をやはりお聞きしておきたいと思うのであります。それは重要物産の指定を受けている会社がかかりに十億円の純益があったといたします。十億円の純益があつても、まあこれを全部配当金に回してしまふ。そして結局それはその会社はこれによって一銭も税金を払わなくて済む。十億円といううけがあつて、それを全部配当金へくばつてしまつて税金はとられない。しかもこの十億円の配当金をかりに百人の株主に分けますという、一人について一千万円の配当金がいふ。この配当金に對しては税法上の手当が行届いておりまして、配当控除が二割ある。そうするとその株主は二百万円の還付金が

あつて政府からお金が返ってくる。つまり私の言わんとするところは十億円の純益があつて、十億円を配当にしてしまふ。百人の株主に一人当り一千万円の配当金がいふても、税金をとられるどころか返つてくることになる。こんなばかばかしいことはありやしないかとお話をしたわけでありまして、私はそういう意味で、政府が税金をとらないで、しかもまた、もうかつておるのに政府の方から逆にお金をやる、しかもこの重要物産の規定を利用することとそういうことができる、そういうことはまことにけしからぬ話である、大蔵大臣はこういうふうな租税特別措置についてどういうふうな考えを持っておるか。またそういうふうなことが出来るかという理由は一体どこにあるのか。これを一つお聞かせを願いたいと思ふのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 平林さんの計算の根拠がわかりませんのでお答えできませんが、百人の会社で十億円もあつて二百万円もらう、その計算をお示し願いたいと思ひます。

○平林剛君 これはいいです。そういうふうな仮説を設ければそういうことも出来るわけですね。これはきのうは主税局長が、私が質問したのに対してそれはその通りでございましてと言つたから、あとで税のこまかいことは主税局長にお聞き願ひたいと思ひます。(笑)

○平林剛君 先ほどの話をして、これはなかなか結論を得ることがありませんから、申し上げませんけれども、今の話のように、私はこの機会に本来であれば、租税特別措置法は廃止すべきものであると考えておりますが、現在の段階においては、政府の方では今回のこの程度の整理しか提案をしてきておりませんから、まことに遺憾なこと

特に世界にもあまり例がないことである。つまり、税制調査会でも非常に批判の強かつたものでありますから、私は近い機会にこういうふうなもの、十分整理をすべきではないか、こういうふうな考えののでありますけれども、大蔵大臣は、先ほどお話をあつた中で、租税特別措置法については漫然としてこういうふうな置いておくことはよくない、常に再検討を加える気があつた度その点をお話し願ひたいと思ふのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほどのお言葉にありましたような例は、私の頭では判断できませんのでお答えできませんが、租税特別措置法については常に再検討を加えながら参ります。しかし国家の要請によりましては、あなた方が御想像になる以上の特別措置も講じなざるを得ない場合も出てくるかも知れません。これは国家再建、日本経済の上昇のためには、私は負担の公平を考へ、租税の簡素化を念じつつ、適当な措置はとつていくべきだと考えておるのであります。不必要であり、またさほど必要でないものについては、どんどん整理して行きますが、必要なものについてはこれは整理して行かなくてはなりません。

○平林剛君 先の話をしても、これはなかなか結論を得ることがありませんから、申し上げませんけれども、今の話のように、私はこの機会に本来であれば、租税特別措置法は廃止すべきものであると考えておりますが、現在の段階においては、政府の方では今回のこの程度の整理しか提案をしてきておりませんから、まことに遺憾なこと

あります。近い将来においてさらに政府においてはこの租税特別措置法については十分検討を加えて、再び英断をもつてこれを整理をするという行為が行われるように強く要望いたします。私は一たん質問を終わっておきます。

○榊原武夫 今平林さんからいろいろお話をあつて、国家の要請によつてあなた方が想像もつかぬような特別措置をこれから講ずるかもしれないと聞かれたのでびっくりしたのでありますが、今度のこの法律案を見まして、たとえば生命保険の控除の率を引き上げて二十億の減収になるというふうなお話がございますが、私はまあこういうものはもつともつと引き上げて貯蓄の増進などをはかつていく必要があるのじゃないかと思ふのです。ところがそれにはわずかに二十億の減収を見込まれて、利子所得のなんで見ますという二百十億ぐらいの特別措置による免税が行われておるのでありますが、今度は十九億しか整理をされてない。配当控除の免税につきましては六十五億の免税がなされておるが、十七億しか今度は整理して増収をはかつていない。それから貸し倒れ準備金はこれはたしか百二十億ぐらゐるはずですが、これも特別措置による準備金の積み立てを認めて特例で保護されておるのですが、これも三十億しか整理ができていない。それから今問題になつていました概算所得の場合には八十億のうち七十九億まで英断をもつて整理をする。ずつとこう見ますと、何か生活程度の低い国民だとか中小企業の方には思い切つて今度整理をされておるけれども、ずつとこの特別措置のなが残つていくということになりますと、ただいまお話し

七

うに本年度二百億の増収をはかつて、来年からは七百億程度の減収にしかならぬというお話しでしたが、どうも上の方に親切で丁寧で、そうして下の方にはもう一つ情が届いていないような感じを受けるのですが、これは大蔵大臣、そういう感じを受けるのは私のひがみでしようかな。

○國務大臣(池田勇人君) 見方でございますが、生命保険料の控除の引き上げによりまして十九億円ですか、これが減税だと申します。今回の措置でそのうなるので、今までのように一人一万五千円を引きますことによつての全体の所得税の減税は百二、三十億円になつております。それが十九億ふえる、こういう意味でございます。で、まああなたが生命保険料の控除をもつてやうていいじゃないかというお話し、私も同感なんです。しかし何と申しましても、過去十年間で一万五千円の控除まで来たわけですよ。二千円ふやしたり、三千円ふやしたり、あるいは五千円ふやして今一万五千円まで来たのであります。今度は実質的には七千五百円をふやして二万二千五百円にしたのでございます。こういう問題は、一ぺんにたくさんふやすよりも徐々にふやしていった方がいい。私はいろいろな人に聞いてみますと、生命保険料の控除のふえただけ加入保険料をふやしていく、一ぺんにふやしますと、それだけ保険が収入からふやせぬ、だから徐々にふやしてもらつた方がいいという説も聞いておるのです。ドイツなんかはこれは最近千マルクでございますから、ほかの控除に加えて、合算して千マルクになつておるようでございます。千マルクと申しますと、八万五千

円ぐらいの控除になつております。私はこれは非常にいい制度で、預金制度、長期預金をまけたのでおしかりを受けておりますが、生命保険料を私は税制調査会の答申以外にやつたので、あなたからおほめをいただいたて非常にうれしく思うのでございます。(笑声) これはやはり徐々にこういうようなことをやうていくことが国のためになる、そうしてまた主税局では預貯金の免税についてどういふふう計算しておりますか、あるいは百億円ぐらいいつておるかも知れません。しかしこれは二十万円以下免税だということになると、ほとんど二十万円にしてしまふのであります。そうしますとなかなかこれは計算がむずかしくなつてくひような問題で、われわれといつたしましてはできるだけ何の負担力もない人につくしまして、これは負担を軽くしようという事については、十分注意をしております。しかし片方において産業の振興、こういうことにつくしましては、やはり適度の免税をしなければいかぬ。たとえばここでは問題になりませんが、退職積立金に對しての租税措置、これは昔はなかった。昔は退職した場合においては払う分をその月の欠損に認めた。そういうしますとどうも急に整理したときなんか困るから、実際は税務の計算からいけば、実際に支出したときの損金にすることがほんとうだ。これを退職積立金といつて積立制度を置いて、そして労働者に安心ができるようにといつて、退職積立金の制度を臨時措置に入れておき、これによりましての減税額は私は百数十億になると思う。それから非常に問題になつた減税額の七、八百億円の中

で、相当のものが輸出免税であります。この輸出免税といふものは三年ぐらい前にできたのであります。その前まではドイツその他が輸出免税を非常にやつておつた。日本は非常に立ちおくれておつた。この輸出免税を三年ぐらいからやりまして、今六十億円ぐらいの減税をしておりますが、こういうことは輸出をしてる商社を助けることにはなるのではないかと、これを言われるかも知れませんが、これをやることによつて日本の輸出が確保できると、これが一般大衆に非常にいい影響を及ぼす。だから今いろいろな問題が出ておると思いますが、化繊なんかの問題も出てくると思ひます。きょうも主税局長の意見を聞いておきました。が、化繊なんかでも日本の貿易をこれからどうしてやうていくかというときに、もう縮製品ばかりに頼ることはできない。日本としては化繊の輸出が今後最も有望だ。国内的にも縮紡に頼るよりも化繊にいく領域が多い。そういう場合において化繊の重要部門たる合成繊維等の生産はわずかしかな。アメリカにおきましてはあれだけのいわゆる米綿の産地でございますが、縮があらりながらアメリカ国民は三、四〇％化繊に頼つておる。日本は高い縮を輸入しながらなおかつ化学繊維に頼つてゐるのには四〇％から五〇％あります。こういうことを考えますと、平林さんとは意見が違つてもいいかもしれませんが、日本の化繊というものは国内消費のみならず、外国との競争力を持たせるためには相当助成していくことが十年先、十五年先の日本のためになるのではないかと、化繊の例をとりましたが、ほかにも幾らも出てくると思ひます。合成繊維の

問題、石油化学の問題等いろいろ出て参りますが、私もそれは今租税をたくさん納めてもらうのは一番いいけれども、しかし今納めてもらうよりも、これをかてにして将来うんと納めてもらう方法も徴収の面から考えていかなければならぬ問題であります。で、全体としては租税の負担の公平、しかも負担力の少ない人にはできるだけ税金を少くしようということに努めますと同時に、長い目で、また全体の負担が軽くなるように考えなければならぬ。それは日本は産業を高度化するに問題が起つたときには、免税措置をしますが、漫然とするわけではな。常にそういうことを考へていかなければならぬ問題だと思つております。

○平林剛君 大蔵大臣が今のお説をするのは少しおかしいのです。あなたは税法上の建前を全般的にみて公平にいくように税負担の全般に對して矛盾をきたさないように努力をしてもならぬ。けれども、私らの言うのは産業を助成するとかあるいはその他いろいろな政策を行う場合においては、何も税法上の措置でやらなくてもいいじゃないか。必要があれば補助金という制度もある。昨日も補助金に関する臨時特例の法律案の審議をしたときに申し上げましたけれども、補助金の方の全般的なことについてはまだ十分検討されておらない。私は今お説になつたような政策上の必要があるならば、税に頼らず補助金でやりなつたらどうか。むしろ大蔵大臣がそういうことを御主張になつて御見解を述べるのが至当だと思

うのですが、どうでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) その点は私は平林さんとは意見を異にする。私はまず税法でやつて、それでも及ばないときに補助金をやるということが至当だと思ひます。補助金をやりますと非常に乱に流れやすい、實際問題として下さるものだという気になる。これは努力してでき上つた所得に對して、今まで免税しておる分についてはおむね利益があつておるにせよ。ことに化繊につくしましていろいろ五、六年、七年と研究し、二年、三年工場を立ててやつております化繊なんかで、ようやくもうかつておるの最近一年ぐらいのビニロンでございます。ビニロンは世界的なものになつてきた。聞くところによりまして、外国ではえらい値で買ひたいところまでいつた。これは五、六年間、金融もある程度助けましたが、免税した。免税しても税金を納めるようには利益が上つていないというものがたくさん化繊にはある。例外的なものはナイロンであります。ナイロンは免税したがふつといつて、今ナイロンではもうかるからほとんど値段を安くしております。値段を安くして、品物にプレミアムがつく程度に安くしておる。こういう東洋レヨンのようなものは免税が要らない、これは結果からいって行き過ぎたところ、これは改めなければいけない。しかしナイロンでも計画しているのがある。ナイロンは東洋レヨンだけではないかといふと、東洋レヨンだけでは需要が満ち切れません。こういう点がありまふので、私は一がいに言えないが、平林君のような補助金を先にやれ、税はあとでいいというのは至当で

○樺繁夫君　めつたに大臣の顔を見ないものだから、たまに来ていただくと思ひきたくなるので、お許しをいただきたいと思うのですが、先ほどの貸し倒れ準備金、これは、下の方には徹底しております、ということを申し上げました。交際費の点についても、これも、こういう特別措置法による免税措置のあることを、あわせてこれは一つの方まで徹底するような措置をとっていただけるかどうか。

それからたくさんございます減免特例のうち、大臣は、再検討を加えたいものがあるということを書いておられますが、近い機会に思ひきつてこの

分だけは残さなければいかんと思うけれども、これとこれは手をつけていいのじゃないか、一度になくするというのは無理だけれども、何年間に……、こう年度計画を立てて、特例というものを作なくしていくというふうな、思いきった池田財政を出してもらいたいと思うのですがね。それを一つお聞かせいただきたい。

○国務大臣(池田勇人君) 小さい法人については励行せられておらんと、こういうお話してございしますが、これは實際租税特別措置法なんかを正確にやっていくとすれば、やはり帳簿が

複式簿記で、そうして金の出入り、伝票その他をずっと整理しておかないと、なかなかむずかしい。今、概算所得の問題でもありましたが、医療費を引くといったって、実際引けるのです、なかなか引けない。今度なんか、医療費をお医者さんの方から健康保険その他で持っていたらば相当引けるわけがあります。何といひましても、

小さい方の分は実際問題としてなかなかむずかしい。税法でいきましても、今お話しの際の交際費の問題につきましても、今までは五百万円以上のものについて規定によってやっております。五百万円以下の小さい方のものは、建前としては、実績もございませぬし、わからぬから、交際費をほとんど損金に認めております。五百万円というが、今度は一千万円以上のものに適用いたしておりますが、とにかく、昔は法人なんかいたしてしましても、十萬くらいであったのが、今は四十萬もあるのでございます。それを少し税務官更で一々やっていくというのは大へんでございますが、しかし税法上としては、大きいのも小さいのも同じでございますまして、お話しのとりにいたしたいと思ひます。

それから租税特別措置法も、いろいろ議論がございましたが、あなたのお話しのような建前から、今度再検討をいたしております。そうして、その再検討を常にやっていくとしておるのであります。だからこれは制度としては、特例なんぞございませうから、租税の負担公平の点からいって、特例は常に再検討して縮小しなければいけない。しかし必要があれば、これまた特例を設ける場合もあるということとを先ほど来申し上げておるのでございます。

○委員長(廣瀬久忠君) どうか一つ先ほど申し上げたような事情がありますので……

○小笠原二三男君 簡単なことでたつた一つ。

そういう形で特定の法人、会社に対して国が日本経済再建のために援助を

与える。そして一般の国民からはそれだけの難な査定をいたして徴税をする、こういう際に、そういう、国の援助を受けておる会社等が、特定の政党やあるいは議員に対して、公式の届出のある献金をやる。あるいは届出のない献金が行われておるといふことは、これはもう一般の常識として認める、そういうふうな会社の金が、一方は国から特別な援助を受けておるながら、そうして経済再建に当らなければならぬ会社等が、そういう金をまた出す、そういうような点は大臣としてはどうお考えになっておられますか。また第二には、そういう道義的な問題ではなくて、表面向き見えておる政党その他に對する政治献金と、横に流れておる政治献金とがありますが、これらは会社等において益金としてそれぞれ税務当局において捕捉しておられるのかどうか。表面、選挙その他における政党の政治資金規正法による届出金額と、實際選挙その他に動いておる金と、このことは、大きな開きがあるということとは、一般の常識なんです。こういう点では、明瞭にしなければ、零細な税負担に政治なりあるいはこういう税法というものが、政治なりあるいはこういうもの、政治に對して必ずしもがえんじない。不明朗を感ずるのです。これは大蔵大臣としてばかりでなくて、池田さんは、今日においても大政治家ですが、将来においてはもつとも大政治家にもなられる、日本の経済の建て直しとか税制の根本的な建て直しとか、いろいろわれわれにも教示していただいているのですが、この部面についてはどういふ所見を持っておられるのか、この際お伺いしておきたい。

○國務大臣(池田勇人君) 政治資金規正法におきましては、国家から補助を受けておると、こういう規定になっておると思ひます。私は十分よく知りませんが、国家から補助を受けておるといふことを文理解釈いたしますと、税法上の措置の分は入らぬと思ひます。政治資金規正法の解釈でございます。私は、私見としましてそう思つております。

○小笠原二三男君 私は、道義的な問題として質しておる。

○國務大臣(池田勇人君) 第二の問題。これは税法上の特典を受けておるもの、あるいは受けていないものを通じて、政党内の献金はこれは益金と見えておるまい。必要経費とは見えていないと思ひます。従つて税金はかかるわけでございます。

○小笠原二三男君 重ねてお尋ねしますが、政治資金規正法によるものについては、今お話しのとりに私も思ひます。けれども、こういう税法上の恩恵を受けておる会社は、その会社の経営の発展ということが日本の経済に寄与し、それが国民一般の生活を向上せしむるという、先ほどから大臣が言われるような目的を持つておられる、それなら、そういう会社こそは交際費とかそういう特定の外に對する寄付等に会社の金というものを出すというふうなことは、これは不適当ではないか。出すだけの余裕があるならば、それは設備の近代化なり何なりの方に回す金であつて、あるいは税金なら税金で取り得る金であつて、あるいはまた一般の配当なら配当に回す金であつて、よけいなことをしておられるのではないか。国は、そういう点について

やはり道義的な問題としても規正すべきではないだろうか。あなたがおっしゃる論理から言へば、何かそういう感じがする。そういう意味で、大臣としては今後その種の問題についてどういふ御所見を持っておられるかということをお尋ねする。

それから、第二には、政治資金規正法に現れておるのは氷山の一角なんです。あらゆる形で政治資金と目されるものが法人等を主として、いわゆる財界という抽象的な概念で言われるものから流れておる。こういうものを、ほんとうに税の徴収の立場からいって、諸帳簿その他を監査の上的確に捕捉して徴税しておられるかどうか。こういうことを私お尋ねします。あとはどういふ答弁であつても構いません。

○國務大臣(池田勇人君) 政治資金規正法によりましての解釈は小笠原君と同じようでございますが、ただ、個人の会社が、あるいはこういう所得税、法人税の免除を受けておる会社が政治献金をどうするかという問題は、これは大蔵大臣が言うべき問題ではないに、会社の当事者としての良識に訴ふるほかにはございませぬ。これは会社ばかりではないに、ほかの方面でもいろいろあることと私は思つておりますので、答弁はこの程度にさせていただきます。

○小笠原二三男君 今の連続ですが、主税局長は、事務当局として今言つたような政界を流れている政治資金と目されるような金が法人等からどの程度出ておるものと推定しておられますか。

○政府委員(原純夫君) 数字が幾らかということは、私はちよつと見当がつきかねます。法人がそういうものを出します場合に、多くは所得の一定割合、それから資本金の一定割合を基準として損金として出し得る寄付金の限度というものを法律に基いてきめております。で、その限度の中でやられる場合が多いと思ひます。で、その中でどこにどういったといふことはつきりしない場合もありましようと思ひますが、それらを集計して幾らというところは私は承知いたしております。

○大矢正君 いやいよ所得税法は二法案の討論採決という段階に参りましたので、私は午前中に質問を申し上げました法人税法の中の人格のない社団、財団に對する最終的な回答をこの際願つておきたい。かように考へて質問をいたしたいと思つておりました。人格のない社団、財団に對する法人税の適用というものは、これは今日の段階においては、法律的に人格のない社団、財団に對する定義づけが、性格づけが明らかでないということから考へて、私は非常に將來実施の面において混乱を巻き起す危険性があるのではないかとこの危険を持つておられます。ある団体は、こういう法律的に明らかではないものに課税をするのはおかしいのではないかと立場から、法廷で争つても黒白をつけるという態度を表明しておる団体もあるやに承わつておるのであります。しかも、また一面ではこの法律が実施をされる場合に、これに該当する団体がどの程度あり、その団体から上つてくる税金というものはどの程度のものであるかということも明瞭ではない。このようにし

て両面においてすでにしかしか条件に欠いておる人格なき社団、財団を一樣に法人税のワケの中に入れることについては、私も先ほどから申し上げておる様に非常に疑義のあるところでありまして、言うならば、これは租税の対象ともなるべき本体に対して課税をするのではなくて、その影に對して課税をするというふうな非常におかしな結果になるのではないかと、思うのであります。先日来の私の質問に對して人格のない社団、財団というものはどういふものであるかということに對し、局長はそれは法人でもない、そしてまた個人でもないものがこれがいわゆる人格のない社団であり財団だといふ定義づけをいたしておるようでありますけれども、これは人格のない社団あるいは財団の本体ではなくてそれが映すところのいわゆる影にしかすぎないのである、その影をつかまえて課税をするということについては、私もとしては非常に理解するに苦しむ面があるのであります。かような点から考へて、私は当然ここ一年間はこの法を実施する原則の上に立つて調査をし、その調査の結果に基いて法律の実施をするということが正しいのではないかと考へておるのでありますし、それからまたある面ではこの法律が実施されることによつて国民の中に混乱が起きた場合に、参議院の法律審議のこの大蔵委員会に對する権威にもかかわる問題でもあらうかと思ふのであります。こういう法律が出されて國民が混乱に陥つた場合に、その責めはやはり何といつても法律を作つた当事者であるわれわれが負わなければならぬといふ観点から考へても、私としては當

然これは一年間の猶予期間を設けて調査をすべきであるという判断を持つておるわけでありまして、残念ながら今日の質問の過程では一向にそういうことが実施をすることができないというふうな態度の表明しなされておられませんので、これ以上ここで私はこの面に對する追及をやめまされども、ただ願わくは下部におる税務官吏が今日までの税務行政の中で行なつてきたように強引に税金をとるといふような方向ではなくて、むしろあやまつて課税をされるような状態があればみずからこれを是正するやうな態度をもつて、この法の実施に當るやうな努力をすべきが當然ではないかといふ考へ方ももつておるわけでありまして、こういう面から私は三点について局長の見解を承わつておきたいと思ふ次第であります。

その第一点は、法人税法の一部を改正する法律案の中で、法人でない社団もしくは財団に對する法律上の定義はなお明確を欠き、このために税務行政上の混乱を起す危険があります。また法人でない社団あるいは財団に對する税法上の取扱ひが先行して、他の一般法、まあこれは民法をさして申し上げたいと思ふのでありますが、整備されていらない段階でありますので、この課税に當つては一般に周知徹底するやうに、そうしてまたそのことについては遺憾のないようにしていただきたい、あるいはすべきではないか、こう思ふのであります。差しあたつては法人でない社団もたゞ収益事業を営むと認められる法人でない社団または財団に限定すべきであると思ふわけでありまして、この点について局長の見解を承わりたい。

○政府委員(原純夫君) 法人でない社団、財団につきましてはいろいろ御懸念、これは事柄の性質からいってごもつともな御懸念だと思ひます。お話の点々につきましては私もその考へ方は先日来申し上げた通りであります。そこでこの法人でない社団または財団につきましても課税に關しまする各般の事項の周知徹底方について十分配慮をして遺憾のないようにという御要望でございますが、これはもうまことにごもつともな御要望で、私も十分手を尽して周知徹底をはかりたいといふふうに考へております。

○大矢正君 次は第二点の質問をいたします。法人でない社団または財団の中で収益事業を営むかどうかの判定はなかなか困難であります。従つてこの点では特に慎重を期して地方の出先機関の言ひ意見によつてのみこれを實施するのではなくて、全体として統一ある運営なり統一ある判断を下してやうていくべきではないかというように考へるのでありますが、この点について局長の見解を承わりたい。

○政府委員(原純夫君) その点もまことにごもつともな考へでございませう。私もいろいろ考へましてございませう。私どももいろいろ考へましてございませう。従いまして、この法人でない社団または財団で収益事業を営むといふことで、法人税関係の各般の申告等のことをやうていたしたいと思はれるものにつきましては、皆さんが自分の方は該当するのかどうかという御不安をまたたけたいと思はれるので、周知徹底をはかつて、こちらからいろいろ伺つて、お宅は申告納税をしていただきたいといふものをこちらから考へを申し上げるやうにいたしたい。そうしてその際、どういふ対象にそれをお知らせするかという際に、ただいまお話の通りこれを出先機関個々の税務署の独断に待つといふことは、特に当初新しい制度でございませうから、そこで区々まちまちのことがあつてはなれませんし、また非常識なことであつてもいけない、と思ひますので、当分の間ただいま申しましたことがらで調べましての判定につきまして

は、国税庁、国税局を通じて、全体として統一のある調整をはかりながら円滑な運営をはかつていきたいと思つております。つまり当初は全体的に各ケースを局に持ち寄せまして、これを調整する、その後においては基準を設けて仕事を動かして参るといふことになりまして、異例のものについては随時局長の指示を仰がせるといふやうな態勢をとりまして、第一線の税務担当者の主観的な恣意によつてことが決するといふやうなことがないやうに十分注意をいたす所存でございます。

○大矢正君 最後に第三点を質問いたしますが、政府の言う法人でない社団または財団の中には、もつぱら當利を目的とするものではない団体も含まれております。特にこの中にはいわゆる民主的な大衆団体と称すべきものもあるものであります。こういう団体に對する取扱ひについては、特に圧迫をしないやうに配慮をすべきであると思ふのでありますが、この点はどうでしようか。

○政府委員(原純夫君) おっしゃる通り法人でない社団、財団の中には、収益事業だけでなくほかの事業をやつておられるといふものがたくさんあると思ひます。そういう際にこのたゞいまのお尋ねは、調査に當つて収益事業以外の活動分野について全部それを調査するとか、あるいはそれに立ち入らないやうに、特に大衆的団体についてというお話でございませうが、この点につきましては、これはもう、税務署一般の態度としてそうなのでございませうが、われわれが法律によつて質問検査

をしようといふのは、もつぱら収益事業を営むといふことが、ちよつと実は困りますので、収益事業以外に何かやつておられるという場合でも、収益事業をやつておられるという場合、どういふ対象にそれを知らせるかという際に、ただいまお話の通りこれを出先機関個々の税務署の独断に待つといふことは、特に当初新しい制度でございませうから、そこで区々まちまちのことがあつてはなれませんし、また非常識なことであつてもいけない、と思ひますので、当分の間ただいま申しましたことがらで調べましての判定につきまして

は、国税庁、国税局を通じて、全体として統一のある調整をはかりながら円滑な運営をはかつていきたいと思つております。つまり当初は全体的に各ケースを局に持ち寄せまして、これを調整する、その後においては基準を設けて仕事を動かして参るといふことになりまして、異例のものについては随時局長の指示を仰がせるといふやうな態勢をとりまして、第一線の税務担当者の主観的な恣意によつてことが決するといふやうなことがないやうに十分注意をいたす所存でございます。

○大矢正君 最後に第三点を質問いたしますが、政府の言う法人でない社団または財団の中には、もつぱら當利を目的とするものではない団体も含まれております。特にこの中にはいわゆる民主的な大衆団体と称すべきものもあるものであります。こういう団体に對する取扱ひについては、特に圧迫をしないやうに配慮をすべきであると思ふのでありますが、この点はどうでしようか。

回はそれを相当償却が弾力的に早くできるようにというようなことにしたいと思いますので、これは本法でお願いしたい方がよろしいということで掲

関係の定めが細目までいたしてないといふようなことから、通達にない事項、たとえば坑内におけるいろいろな機械の償却等につきまして若干第一線

申し上げておきたいのでありますが、それはこの三法律案の審議については、少くともあと二、三日は討議をさせていただきたいという希望を持って

今までの会議の中でも申し上げておりますように、このたびの税制の改正は、大企業、大資本、そうして多額の所得者に重点をおきたいいわゆる税改

円しか所得のない人間が千円よけいに税金をかけられるという場合を比較してみまする場合には、これは三十万円で千円の税金をよけいかけられる方

○苦米地英俊君 所得税法の一部を改

られてゐるのであります。このことを無視してこの税制を議論することは私はいかがかと存するのであります。

さらに、経済は世界につながつてゐる。この経済を、世界につながる経済において日本が合理化をし、経済産業を強化していくのでなければ、国内経済を切り離して考えることはできない。そのために特別措置法というようなものができておるのであり、今度の減税によって国民の勤勞意欲を高揚

○杉山昌作君　私は緑風会を代表いたしましたして、ただいま議題となっております。今度の税制の改正は、三法案を含め、その他も一切含せまして、臨時税制調査会が非常な御苦心を払ってたんにんに研究されたもので、その答申に基いて政府で得られたものであります。一番大きな減税の問題、あるいは

ば、やはりもう少し大きな減税案ができたのではあるまいか。また、今日の予算の提出に当りまして、千億減税千億施策というて、非常に両手に花というふうなことでありますけれども、千億施策のうちの大部分は消費的な支出になっておるのであります。それがいろいろな一般会計から投融資の方に回わっている金というものはそうたくさ

というのは、雑損控除や医療費の控除とあれかこれかという問題ではないのです。実際は雑損控除にかかったり、医療費の控除にかかるものはほとんどないのです。ただ概算控除だけがある。その意味においては概算控除というものは基礎控除と同じような作用をしていた。納税する方からいうと、基礎控除してもらったと同じようにありが

たがってきたものなんです。それを今度は基礎控除を一万円ふやして、概算控除を一万五千円削るのですから、基礎控除という実質からいくと、基礎控除五千円少くされておるといふうなことになるわけです。概算控除がいかに悪いのか、大蔵大臣は初めからおかしな制度とおっしゃっておりまして、私も、少くともこの二年なり三年なり、そういう事実で、国民からいへば一つの既得権益のような気もしているようなものであります。それをこの際、全般の負担軽減のときにチャンスだといふその気持があるいは考え方はわかりませんが、やはり国民としては既得権益を取られたといふふうなこの気持も、また政府としては十分承知をしておいていただきまして、次に減税といふようなときには、この概算控除停止によって受けたというのですか、取られたというのか、その利益を返してもらえうというふうなことを、一つぜひお考えのうちにに入れておいてもらいたいと思います。

それからもう一つは、臨時租税特別措置法の整理に当りましては、相当にいろいろなことがまっすぐになつていきますけれども、まだまだなかなか曲りが取れていない。ことに社会保険診療報酬の所得計算の特例というものは、これは初めからこれを、制度をやるときから大きな疑問のあつた問題であります。ほかにもこれに類したようなものがありますので、臨時措置法の整理については、さらに一段と一つ御検討を願つて整理を進めてもらいたい。

それからさらにもう一点は、これは当委員会が一番問題になりました人格

なき社団等に対する今度の法人税の課税であります。これはまあ実際問題かおかしなものです。これを今度取り上げるといふことは、これはまあ負担の公平という点からいって、まことにもつともで、むしろ時期がおそろつた。この前に公益法人等に税金をかけることに、すでに問題になるべき問題であつたとは思いますが、しかしこの人格なき社団といふものは、ちゃんと規約を設けて、總會その他の会議もあるというふうな非常にしっかりしたものから、ほんのちよつとした申し合せでやるというふうなところまで、いろんな段階のグループがあるわけでありまして、それを一網打尽というつもりでは、非常に受ける方からも困りますし、この取扱ひにつきましては、先ほど大矢委員と主税局長との間で非常ないろいろなやり方についてのこまかい問答もございましたが、どうか一つ政府においては、先ほど主税局長が申されたような用意を慎重にやつて、いたずらな摩擦を起さないように実行上の特別な配慮をお願いしたいと思ひます。

以上、希望を申し添えまして、本案に対して賛成をいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) ほかに御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(廣瀬久忠君) 異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。まず最初に、所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成のお方の御手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(廣瀬久忠君) 挙手多数でございます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成のお方の御手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(廣瀬久忠君) 多数でございます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成のお方の御手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(廣瀬久忠君) 多数でございます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決いたしました三法律案につきまして、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましても、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないものと認めます。よつてさよう決定いたしました。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、三案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

|       |       |
|-------|-------|
| 西川甚五郎 | 木内 四郎 |
| 土田国太郎 | 高橋進太郎 |
| 木暮武太夫 | 下條 康磨 |
| 青木 一男 | 前田 久吉 |
| 天坊 裕彦 | 堀見 俊三 |
| 杉山 昌作 | 岡崎 眞一 |
| 稲浦 鹿蔵 | 苦米地英俊 |

○委員長(廣瀬久忠君) これより専売事業について質疑を行います。

○平林剛君 どうも専売公社総裁もたびたび本委員会においてを願つて恐縮であります。私の方も、何回もこういうことを繰り返すことは好まないものであります。しかし、最近何回か重なるて専売公社の労使間における紛争が円滑に処理されておらない。そこで、たびたびではありますけれども、おいでを願つて、私もこの解決のために努力をして、ひいては財政収入にも影響のないようにはかりたい、こういう気持でおるわけでありまして、今回伝えられるところによりまして、また最近、専売公社における業績賞与に關して労使間の意見が一致をしないので、そのために紛争が続いておるということでもあります。私も全く詳しくことは承知いたしております。その中で、せっかく責任者としての総裁がおいでになつたのでありますから、この機会に、現在、一体どんなことでおられたかとお話をお願いしたいと思います。

○説明員(入間野武雄君) 業績賞与の問題がまだ妥結に至っておりませんことは、まことに遺憾に存じております。実は本年度は給与予算の残額は少しもありませんので、流用して業績賞

与を出さなければならぬという事態に立ち至っておりますが、諸種の事情からいたしまして、〇・二五だけ出せることに相なつておりまして、これによつてたゞいま組合と交渉いたしておるような次第でございます。

○平林剛君 今お話をあつた〇・二五というのは、専売公社の職員に対する業績賞与ですか。

○説明員(入間野武雄君) さようでございます。

○平林剛君 私の承知しておるところでは、専売公社と労働組合と間におきましては、そのほかにも経済的な契約があつた。それは昨年の調停案、昨年の調停案を尊重するために、労使間がいろいろと協議をして、調停案を尊重するために一つの取りまとめをした。具体的に数字をあげて申し上げると、〇・一六か月分の金額を支払う、こいういうことになつておると思うのであります。そうすると、今専売公社に対する業績賞与が〇・二五か月分である。それにもかかわらず紛争が解決しておらぬというのは、あなたの方で昨年お約束をしたところの経済的な契約を履行に移されないから、そこから問題が出ておるのではないですか。

○説明員(入間野武雄君) ただいま業績賞与が〇・二五と申し上げましたのは、業績賞与として流用承認を受ける額で、今お話を金額はその中から支弁していきたい、こう考えております。

○平林剛君 この考えが、結局今日の紛争を解決しない根本的な理由になつておるのだと思ひます。大蔵省の方では〇・二五は業績賞与と考へておる。従つて業績賞与については、

他の三公社五現業との関係もありまして、現行までの公社職員  
の努力から見ても、その程度支払うのが  
妥当である、こういう結論で大蔵省は  
いつてきているものだと思うのであり  
ます。それと、専売公社の当事者が労  
働組合との間に契約をした〇・一六は  
別個の問題である、こういうふうな理  
解をしないという、あなたの方だけ  
勝手にあれはこれの中に入れてしまっ  
たのだということだけで、労働組合の方  
が承認するのでしょうか。

○説明員(入間野武雄君) たしか昨年  
暮の話し合いのときに、業績賞手をも  
らって、その中から出す。業績賞手は  
減ってもいいということ、組合の諸  
君と話し合った結果であります。

○小笠原三男君 関連して、今の質  
疑のやり取りを聞いて、何のことや  
ら、私も関係してないものでわか  
りませんから、事実としてどうい  
うことがあったのか、はっきりお答え願  
いたい。昨年というのは、多分〇・一六  
などというのを見ますと、年末のい  
ろんな交渉の結果出たものだろうと思  
いますが、その昨年の年末なら年末  
に、労働組合との間にどうい  
う取りきめがあったのか、それを  
はっきりお示し願いたい。また、業績  
手当というものは、これはどうい  
う概念で、そしていつこれは問題  
になって、そしていつ〇・二五を出  
すという決定で大蔵省が承認を  
与えたのか、その事実関係をま  
ずははっきりお話しを願いたい。

○説明員(入間野武雄君) 小笠原さん  
のお尋ねでございますが、業績賞手  
と申しますのは、予算総則にきめてあ  
りまして、収入の増加または経費の節  
約があった場合は、その一部を職員に

やるということになっております。従  
いまして年度の終りに解決すべきもの  
でございます。

それから〇・一六の問題につきまし  
ては、昨年の三月の調停がありまし  
て、何か考へるというお話がありま  
したが、延び延びになっておりまし  
たのを、十二月に協定いたしました。そ  
の〇・一六は出すことに努力する。そ  
のときの話し合いで、業績賞手をもら  
たならばその中から出す、こういうこ  
とに話し合いをいたしております。こ  
で、今回大蔵省の承認を受けました  
〇・二五の中から〇・一六を出す、こ  
ういうことに相なっております。

○小笠原三男君 もう一点は、その  
業績手当の〇・二五は大蔵省から承認  
になるということはわかりましたが、  
公社自体が組合員との間に話し合っ  
た〇・二五であるわけですか、また、そ  
して〇・二五の中から〇・一六が支払  
われるのだということに関しては、今  
紛争になっているのだ、こういうので  
ございませうか。

○説明員(入間野武雄君) 〇・一六に  
つきましては、業績賞手をもらった  
ら、その中から出すという話し合い  
を、昨年の暮からいたしております。  
従って、今度出しますのは、科目とい  
うとしましては、すべて業績賞手とい  
う科目になっておりますが、前の約束が  
ありますので、その〇・一六をその中  
に含まして、こういう考えであり  
ます。

○小笠原三男君 公社と労働組合と  
の間の業績手当の交渉では、やはり  
〇・二五というのが案であったわけ  
ですか。

○説明員(入間野武雄君) 労働組合の

要求は、最初〇・五をほしいということ  
でございましたが、本年度予算総則に  
規定してありますが、本年度の増加は、実  
は遺憾ながら一文もないのでございま  
す。従いまして、業績賞手の対象とな  
りますものは経費の節約だけでありま  
す。その経費の節約もそう思うように  
いきませんために、〇・二五というこ  
とを業績賞手として承認を受けたよう  
なわけでございませうか。

○小笠原三男君 そうしますと、職  
場大会等を開いて、組合が公社の措置  
に対してこれを承認したいという形  
でおられる今の争いになっている争点  
は、具体的に何ですか。

○説明員(入間野武雄君) 〇・二五か  
ら〇・一六を引き、さらにまた引くも  
のがありまして、その結果はなほ少  
いから、もう少し少くしてくれとい  
うことが争点の中心であります。私も  
昨晩一昨晩と申しましたらいいか、  
今朝と申しましたらいいか、午前  
三時過ぎまで組合の諸君とも話し  
ました。その自重は望んでおりますが、まだ妥結に  
は至っておりません。

○平林剛君 今のお話のように、結局  
専売公社と大蔵省との話し合いでは、  
専売公社の職員に対する業績賞手は現  
在のところ〇・二五だ。しかしこれ  
は業績賞手という形で支払われるよう  
な予算措置になっておる。ところが  
組合の方ではこれに対して、業績賞手  
は〇・五が必要だ、こういう要求を出  
しておる。しかも昨年、労働組合と専  
売公社との間には〇・一六という金額  
を支払うという協約がある。そういう  
意味で総合的に金額が多少開いてお  
る。で紛争が解決してない、こういう  
ふうに理解をするわけでありませうか。

でも、そこで問題になるのは、大蔵省  
の方では専売公社の業績賞手について  
は現在の段階では〇・二五だ、ところ  
があなたの方は、どうい  
う約束があったか、それは知りませ  
んけれども、その中から去年の経済的契約の〇・一六  
を引いてしまうものだから、結局業績賞  
手というものは〇・〇九ぐらいにしか  
ならぬ。それでどうも他の三公社五  
現業から比べて少な過ぎるから、こ  
うい  
うところに私は不満があると思  
うのでございませうか。

そこで私は専売公社の總裁にお尋ね  
をしたいのは、あなたの方では、当初  
大蔵省に対して、一体業績賞手は今  
期、三月末にどのくらい出したらい  
かということ、折衝を始めたので  
ございませうか。

○説明員(入間野武雄君) 正式に出て  
おりますのは、この大蔵省の承認を受  
ける〇・二五であります。前々から口  
頭でいろいろと話し合っております  
が、それは非公式の交渉でありまし  
て、正式の書面は出ておりません。  
○平林剛君 まあ非公式であろうと公  
式であろうと、初め専売公社の方では  
大蔵省と話し合った。そして出てきた  
額〇・二五より別な額をもってお話を  
進められていったと思うのでありませ  
う。その額は、私の労働組合から得た  
情報では、専売公社の方では三月末に  
は〇・五ぐらを支払うのが妥当であ  
る、こういうことで折衝を始めてら  
れたと聞いたのであります。どうで  
しょうか。

○説明員(入間野武雄君) 労働組合の  
希望は〇・五である。その〇・五の希  
望のあることは大蔵省にも伝えてある  
次第であります。

○平林剛君 労働組合の希望ではなく  
て、専売公社は大蔵省に対して業績賞  
手としては大体〇・五がほしいのだ、  
こういうことを要求をされましたの  
ではないのですか。その点は、今日の段  
階ではやはり委員会に対しても裏表な  
くはつきり述べられてけつこうだと思  
いますから……。

○説明員(入間野武雄君) 大蔵省に正  
式に何もそういう書面は出しておりま  
せん。できるだけ多くは出してもら  
いたいと思っております。全体の算定  
の上からいって、どうしてもそうはい  
きませんので、結局〇・二五とい  
うことに落ちついて、これをもって正式の  
流用承認を受ける手続をとったわけ  
であります。

○平林剛君 正式にはこれは別です。  
非公式にあなたの方の希望はどの程度  
であれば、解決できるということでお  
話しになっておるかということをお私  
は聞いておるのです。

○説明員(入間野武雄君) できるだけ  
多くし、四万従業員の幸福を祈りたい  
と、常々考えておりますが、ものには  
おのずから限度がありますので、希望  
は申し述べましたが、正式には何も申  
しておりません。

○平林剛君 できるだけ多くというこ  
とは、まあ總裁としては、今の現状を  
御存じの場合当然のことだと思  
うのであります。正式には述べられ  
ない、しかし、非公式にはそういう希  
望を持たれて話をされたということは、今  
のお話からうかがわれるわけでありま  
す。それは一体どの程度になっている  
か、それを私は聞いていたわけであり  
ます。

○説明員(入間野武雄君) ただいま

はつきり記憶いたしております。  
○平林剛君 職員部長からそれを答えて下さい。

○説明員(三枝正勝君) 正式の承認は、先ほどの総裁のお話の通りであります。労働組合の要求の点も、それから公社としても、今総裁のお話のようにできるだけ多く出していただくようにというようなことは、事務的には関係方面と折衝もし、話し合いもいたしております。先ほどお話をいたしましたように、収入の増あるいは経費の節減があった場合において、どの程度の節減をその業績賞与の対象にするか等の関係がありますので、先ほど申しましたような結論に落ちついたわけでありました。

○平林剛君 さっきの総裁のお話で、初め非公式にしてもあるいは希望にしても、お話をした数字を忘れた、今覚えていないなどというの、まことに困ったお答えだと思つたので、総裁もだいたいお話を召しておるから忘れてしまったのかわかりませんが、そういうことは適当ではありませんが、私の得た情報では、専務公社は少くとも○五程度は必要であると、こういう話を大蔵省との間に持ち込まれたと聞いているわけでありました。監理官、あなたはちやうどおいでになっておりますが、あなたにお尋ねをしますが、委員会にうそをつかないように正確に答えてもらいたい。

○政府委員(白石正雄君) 業績賞与をどのくらい三月末に出せるかということにつきましては、前々から公社側はいろいろの御要望があったわけでございますが、御承知のように、業績賞与は収入の増加または経費の節減額の一

部を業績賞与として出すわけでございまして、収入の増加が幾らになるか、経費の節減がどの程度期待できるかという数字の確定を待たなければ判明しないわけでございまして、そのような数字をいろいろの面から公社当局におかれましては御検討の結果、また大蔵省にいたしまして、公社のその申し出につきましまして、いろいろ検討いたしまして、確定いたしました最近の実情におきまして、○・二五が妥当であるというような話に相なったわけでございまして、これは何も、非公式にお話し合いを申し上げたというように公社の方から御答弁のあった点は、そのような経過につきましましてお話しになったものであらうと承知しておる次第でございます。

○小笠原二三男君 今までの質疑の過程で聞きますと、収入の増、経費の節減、これが見られないのだから、ほんとうはそれさえあればじやんじやん出してやれるのだけれども、ないものはどうにもしようがないのだ、お気の毒だというような意味にも聞き取れるのです。で、収入の増ということについて、私わからぬから、これはしろうと論で恐縮ですが、お伺いします。収入の増という限りは、何か予算か何かで見込みがあつて、その限度以上になれば増ということになるのだと思ひますが、では三十年度の収入を見込んだ予算と三十一年度の予算とは同じなんでしょうか、それはやはり収入予算というものはやはり増になつて見ているのじやないですか。

○説明員(入間野武雄君) 三十一年度の予算に、業績賞与につきましまして、三十一年度の売り上げの予算をこした場合は収入の増となるわけであります。ところが、三十一年度の内地売りたばこの売上高金額が二百七十億円でありまして、ただいままでそれに達しない実情にあります。従ひまして、予算に対して収入の増はない、こういうことでございまして、

○小笠原二三男君 前年は幾ら……。

○説明員(入間野武雄君) 前年は二十五億円と承してあります。しこうして前年度も予算に達しなかったものでありまして、本年よりもその達しなかった数が大きかったと承いたしております。

○小笠原二三男君 そうすると、これを私しろうと論ですが、昨年において二千五十億の見積りであつたが、それにも達しなかった、二千五十億以下だったというの、三十一年度においては、政府並びに公社が、これは組合の立場からいへばです、勝手に今度は二千七百七十億という売り上げを見込む。そうしておいて公社職員が一生懸命働く分においては毎年度一生懸命働いておる。ただ売れないということの責任をかぶつて○・二五しか出せないのだということは、どうも私、労使の関係という場合におかしいことではないかと思ふのです。一方は売上金額は予定は、予算としては高く見積つておる。側方は、高く見積られようが安く見積られようが、労働力そのものについては変りはない。一意専心やつておる。それが売り上げが予定に達しないのだからお前には業績賞与はこしは出ないのだと、こういうやり方は、公社総裁としてどうも酷であるというお感じをお持ちになりませんか。

と申しますか、四万従業員諸君が非常によく働いていることは、私は常々感謝いたしております。予算のきめ方、従つてこの予算に盛られた売り上げのきめ方につきましても、大蔵省と公社と折衝いたしまして、そのくらいならできるだらうという見込みをつけるのでありまして、年によつては売り上げの増のときがあり、年によつては売り上げ減のときもありまして必ずしもひど過ぎるというような見積りではないと思ひます。

○小笠原二三男君 それから過当な見積りでないというなら、その売り上げのなかつた責任はだれが負うのですか。

○説明員(入間野武雄君) 売り上げが減り方がひどくありますれば、納付益金に赤字を生じまして、まことに相済みぬことでありますから、ただし本年度におきましては、経費の節約等がありましたが、納付益金については黒字を多少ながら生じている見込みであります。

○小笠原二三男君 これは売り上げのなかつたということ、公社の宣伝その他公社の従業員、公社の職員がなまけておつたから売り上げがなかつたというふうな認定には私はならぬだらうと思ふのであります。もしそうであるなら、これは入間野さんは一日も総裁の席にはおられない、一々みんな責任をおつかふことになつては……。

ましてこの職場で働いている諸君が、売り上げを減らす原因となるような働きをしてはいるわけではない、私はまあしろうと論ですが、そう考へてゐるんです。ところが、一方公社は売上予定額だけは年々ふやしていく、まあ大蔵省からふやされてきているのかもしれない。ふやされてきている。ところがそれには追いついていけない。だからまあ法律上ですか、収益がないから金を出せない、こういうことではほんとうに労使という関係を調整しようというのには不備な点がある。そういうことを総裁お考えになりませんか。

○説明員(入間野武雄君) 売り上げが予算に達しないために、業績賞与に影響しましたことは、予算総則の規定の上からもいたし方のないことであります。私といたしまして、売上総額が少しでもマイナスになったということにつきましまして、まことに遺憾であると考えまして、来年度におきましては、ぜひこれを達成して、売り上げもはかり、納付益金も完遂いたしたい、こう覚悟しております。

○平林剛君 先ほど私の質疑が小笠原委員の関連質問でとぎれているわけでありまして、非公式に大蔵省との間に折衝した数字について、まあ一人は忘れたと言ふし、一人は別な返事をするし、監理官もまた私の質問に全く答えていない。これはまああとで組合の方の幹部に参考的に聞いてみて、その真相がどこにあるかというのを確かめ、その結果によつて、あなたの方がどうもこの委員会ではほんとうのことを言っていないかと思ふれば、あらためて私はその点について三人の方を追及しますから、それはまあ差しおいて、問題になるのは、やはり私は業績賞与を算定する基礎というものがはつきりしていないことにあると思ふんです。例年この業績賞与を幾ら払うかということで労使の間に紛争が起る。そうしてこの業績賞与は三月末に支払うこ

てをこめて、○・二五の業績賞金は少い  
ということに帰結いたしておるのであ  
ります。

○小笠原二三男君 私のお尋ねは、そ  
のことはわかりました。少いと労働組  
合側が主張する根拠として申します  
か、前提として、公社自身と労働組合  
との間に、この業績賞金については○・  
二……具体的に、○・二以上のもの  
が支給されるであらうという、そうい  
う雰囲気と申しますか、そういう話し  
合いが行われておった事実はないので  
すかと言っておるのです。

○説明員(三枝正勝君) 話し合いなり  
取りきめとして、そういう○・二一以

上であるというようなことはございせん。

○平林剛君 結局私は、まあ先ほど大蔵省の監理官もはつきりしたことは言

いませんけれども、専売公社の方で

も、大企業業績等は去年の〇・一六を

含めて〇・五くらい出したというこ

とで折衝しておつたと承知しておるわ

けであります。ところが、その今日ま

で大蔵省との話し合いの結果は、現在

のところ〇・二五程度におさまってし

まっております。そこで紛争が解決できな

い。こういう実情にあると思うのであ

りますが、実はきようは大蔵省の主計

局長に来てもらつて、十分その点の見

解を聞こうと思つたのであります。予

算委員会との関係でこちらに來れな

かつた。これ以上公社の方を追及して

もいい話しは出てこないと思ひます

が、公社も少しだらしがなさ過ぎると思

うのです。自分で、非公式にして

も内々にしても、もつとよく出したい

という気持ちで〇・五程度はと、こ

まして、明年度はいずれその算出の方

法等も明らかにいたしまして、できる

だけのことを骨折りたい、こう考

へております。

○平林剛君 私は明年度の話しこれは

また次の機会にします。先ほど申し上

げたように、今紛争を解決するため

に、大蔵省が示しておるところの業績

賞与、その算定そのものに疑問があ

る。ですからそれは、先ほど監理官

に、資料の提出をしてもらいたい、私

どもが考へても、これはもつともだ

い。これは別であります。どう

も具体的な根拠がなくて、ただ全般

のバランスをとるためだとか、あるいは

それにも確たる根拠がなければ、やは

りそこを直して紛争を解決するため

に努力すべきである。私はそう思

ひます。だから総裁も、現在は話

がつかない。大蔵省とはこま

て、そうしてこういう研究をさせる必

要が私はあると思う。数字のことは

わかるかもしれないけれども、数字の

ろばんを一生懸命やつていて、全般的

な大きな生懸命で損をさしている

よ。どこか一つ騒いで汽車でも同じ

というところ、結局主務大臣が乗り出

て、まあじや、しようがないというこ

とで、こういうことで解決している。初

めからやはり労働問題についてもう少

し理解を持って、そして財政上との調

整もはかりながらやつていくというこ

の点が欠けると、いつも大蔵省が紛争

を拡大する当の責任者になつてしま

う。私は今度もまたそうだと思つて

あります。そういう意味では、一つあ

なたに言つてもしょうがないけれど

も、監理官として専売公社を監理する

というだけの目的ではなくて、それ

でなくて、大蔵省にも労働問題をも

う少し研究させるような努力をして

らいたい。それから、今日大蔵省の側

における労働問題の研究が足りない結

果、紛争を拡大している、そういう責

任は、監理官としてはどの程度お感

じになつてますか。

○政府委員(白石正雄君) 私ども浅学

非才であります。労働問題につきま

しても至らざるころがあることはま

ことに恐縮しごくに存じております。

今後とも十分努力をいたしまして、御

期待に沿うようにいたしたいと思ひ

ます。

○平林剛君 まあ私は今日は本来の目

的を達せられなかつた。主計局長が来

たら、あと一時間ばかり労働問題につ

いて講義をやらうと思つていたのであ

りますけれども、残念ながら來られな

かつた。監理官からくれぐれもこのこ

とについては注意を与えるようにお話

しを願ひたいと思つたのであります。

それから、大企業監理官も、専売公社

というところは、ほかの官庁と違いま

して、主管大臣がいなわけですから。主

管大臣が大蔵大臣なんですから。大蔵大臣

が一番財布のひもを締めるというか、

それは大臣の職責としてやむを得ない

ところがあるかもしれないが、他の

二公社あるいは五現業等には、まあ五

現業の場合は、こまかくいいますと違

いますけれども、それぞれ運輸大臣と

か通信大臣とかがありまして、その仲

介の労をとつてゐる。また政治的に円

満に解決するよう努力を払われてお

るのでございしますけれども、どうも大

蔵省の主計局を中心にして、一番労働

問題を紛争させる巨魁になつてゐるわ

けです。あなたは、その間の調整をす

るためにもつと積極的に努力してもら

いたい。今後でなくて、当面やつても

らいたいと思つたのであります。まだ紛争が繰

らいてゐるようでありますから、あなた

もこの委員会が終つたならば、さつそ

くそのために努力してもらいたいと思

ひます。その約束を聞いて、私は自

分の質問を終りたいと思ひます。

○政府委員(白石正雄君) 御趣旨には

沿うようにできるだけ努力をいたした

と思ひます。

○小笠原二三男君 私、今のお話の関

連ですが、白石君も大蔵大臣の命を受

けて公社を監理する監理官の立場でも

あれば、やはり公社の立場を認めて、

公社を主管する大蔵大臣に対していろ

いろな進言もせられるという立場でも

ある。こういう紛争の起るような場合

には、白石君のような立場はどつちを

向くんですか。

○政府委員(白石正雄君) ただいま専

売公社と労働組合との関係におきまし

というなら、あんたも主計局なり大臣の方を向いた方がいい、私はそう思うのだ。まあ通り一べんの答弁でもいいからお答えいただきたい。

○政府委員(白石正雄君) 公社からいろいろな申し出等がありまする場合におきましては、その公正妥当な意見は関係部局に取り次ぎますし、また上司に報告いたしまして、できるだけその実現をはかるように努力しておる次第でございます。

○小笠原二三男君 それから、この委員会は公社側としては自由な発言のできる立場なんですから、最後に總裁に伺いますが、○・二五しか業績賞与は出せない立場に大蔵当局からワクをはめられておる。事実はその通りですが、總裁としては、この○・二五が、今の専売公社職員一年間の勤務に対して、その業績に対して報いる道として、しかも昨年末○・一六というものの取りきめをし、三月業績手当を出すであらうということを予想した場合に、これが適正なものであると今においてお考えですか。

○説明員(入間野武雄君) 私は専売公社四万従業員のために、常にその幸福を願っておるものでございます。従いまして、できるだけよい出ししたいということは、親心として私当然じゃないかと思いますが、先ほど来申し上げました通り、収入の増加もなく、わずかに経費の節約によって業績賞与を出すという算定から申しますと、この○・二五という数字はなかなか動かすことがむずかしい、こう考えております。

○小笠原二三男君 白石君はさっきいろいろな平林君からの質疑では、努力

すると、いろいろな面で公社の健全な発展のために努力するのだということを書いておられる。總裁もまたこういう情勢になっておるが努力はしたいということでおられるようですが、なかなかもって○・一六という点を昨年末認められ、そうして組合が年度末に支給される業績賞与というものを予想したのから言えば、込みになって○・二五ということでは、あまりに下回るといふ考えを持つことは、やはり私は当然のことだと思えます。そういう点においては、やはりこの紛争解決の方法としては、公社側に一段と努力を願って、すみやかに妥結点に達せられるように、われわれ国会におる者の立場としては強く要望いたしたいと思えます。

○委員長(廣瀬久忠君) 本日はこの程度で散会いたします。

午後五時二十七分散会

昭和三十三年四月二日印刷

昭和三十三年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局